

令和3年葉山町議会第1回臨時会提出議案

- 議案 21 専決処分の承認について
【葉山町税条例の一部を改正する条例】
別紙「条例の概要」のとおり
- 22 令和3年度葉山町一般会計補正予算（第1号）
- 23 令和3年度葉山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 24 葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり
- 報告 2 専決処分の報告について
葉山町一色において発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定める専決処分
について報告するもの
- その他 常任委員会委員の選任について
議会運営委員会委員の選任について
- 別紙
「補正予算案の概略」
のとおり

条例の概要

題 名

葉山町税条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方税法（以下「法」という。）の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 宅地等の用途を変更した土地に課す固定資産税及び都市計画税の負担水準の特例を適用しない期間を延長し、令和 5 年度までとした。
- (2) 固定資産税の課税標準に係る特例（わがまち特例）について、地方税法を引用している条例の規定を改めることとした。
- (3) 環境性能割の軽減を適用させる期間を延長し、令和 3 年 12 月 31 日までに取得した車両まで適用させることとした。
- (4) 種別割のグリーン化特例を適用させる対象種別を限定し、令和 5 年度まで延長することとした。
- (5) その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日

- (1) この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行することとした。
- (2) 改正後の条例の規定は、令和 3 年度以後の固定資産税、都市計画税及び軽自動車税に適用し、令和 2 年度以前の固定資産税、都市計画税及び軽自動車税については、なお従前の例によることとした。

令和3年度5月補正予算の概略

(単位:千円)

会 計 名		補正前の予算額	補正予算額	補正後の予算額
一 般 会 計		10,236,000		10,236,000
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	3,322,327	64	3,322,391
	後 期 高 齢 者 医 療	1,090,992		1,090,992
	介 護 保 険	3,005,785		3,005,785
	小 計	7,419,104	64	7,419,168
下水道事業会計		2,768,559	0	2,768,559
合 計		20,423,663	64	20,423,727

1 一般会計

(1) 歳出

- 新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業等に従事した職員
に対し特殊勤務手当を支給することに伴う更正増 385 千円
- 令和3年7月1日付け新採用消防職員に係る被服及び装備品
等の購入 1,244 千円
- GIGA スクール構想推進に伴う小中学校における通信ネ
ットワーク環境 (Wi-Fi アクセスポイント) の追加整備 2,552 千円
- 予備費 (歳入歳出額の調整) △4,181 千円

2 国民健康保険特別会計

(1) 歳入

- 県支出金 64 千円
 - ・ 保険給付費等交付金 (特別交付金)

(2) 歳出

- 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対し
傷病手当金を支給する。 64 千円

一般会計補正予算の内訳

○ 歳入

(単位:千円、%)

区 分	補正前		補正予算額	補正後	
	予算額	構成比		予算額	構成比
町 税	5,357,980	52.3		5,357,980	52.3
地 方 譲 与 税	58,951	0.6		58,951	0.6
利 子 割 交 付 金	3,000	0.0		3,000	0.0
配 当 割 交 付 金	30,000	0.3		30,000	0.3
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	28,000	0.3		28,000	0.3
法 人 事 業 税 交 付 金	23,000	0.2		23,000	0.2
地 方 消 費 税 交 付 金	500,000	4.9		500,000	4.9
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	14,000	0.1		14,000	0.1
自 動 車 取 得 税 交 付 金	1	0.0		1	0.0
環 境 性 能 割 交 付 金	8,000	0.1		8,000	0.1
地 方 特 例 交 付 金	89,000	0.9		89,000	0.9
地 方 交 付 税	720,000	7.0		720,000	7.0
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	4,000	0.0		4,000	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	51,068	0.5		51,068	0.5
使 用 料 及 び 手 数 料	188,063	1.8		188,063	1.8
国 庫 支 出 金	1,054,317	10.3		1,054,317	10.3
県 支 出 金	746,217	7.3		746,217	7.3
財 産 収 入	5,964	0.1		5,964	0.1
寄 附 金	40,000	0.4		40,000	0.4
繰 入 金	344,220	3.4		344,220	3.4
繰 越 金	200,000	2.0		200,000	2.0
諸 収 入	66,119	0.6		66,119	0.6
町 債	704,100	6.9		704,100	6.9
合 計	10,236,000	100.0	0	10,236,000	100.0

○ 歳出 (目的別)

(単位:千円、%)

区 分	補正前		補正予算額	補正後	
	予算額	構成比		予算額	構成比
議 会 費	175,244	1.7		175,244	1.7
総 務 費	1,196,196	11.7		1,196,196	11.7
民 生 費	3,957,156	38.7		3,957,156	38.7
衛 生 費	1,382,033	13.5		1,382,033	13.5
農 林 水 産 業 費	84,149	0.8		84,149	0.8
商 工 費	115,079	1.1		115,079	1.1
土 木 費	1,235,064	12.1		1,235,064	12.1
消 防 費	619,551	6.1	1,629	621,180	6.1
教 育 費	906,220	8.9	2,552	908,772	8.9
災 害 復 旧 費	1,000	0.0		1,000	0.0
公 債 費	524,204	5.1		524,204	5.1
諸 支 出 金	104	0.0		104	0.0
予 備 費	40,000	0.4	△ 4,181	35,819	0.3
合 計	10,236,000	100.0	0	10,236,000	100.0

条例の概要

題 名

葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いがある者（以下「患者等」という。）の救護等に係る特殊勤務手当を支給することとした。

2 内 容

- （1）当分の間、患者等の救護等に従事した職員に対し、防疫作業従事職員の特殊勤務手当を支給することとした。
- （2）防疫作業従事職員の特殊勤務手当の額は、1 日（交代制勤務者にあつては、1 勤務）につき 3,000 円とし、患者等の身体に接触する作業等については 4,000 円とすることとした。

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行することとし、改正後の葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和 2 年 2 月 1 日から適用することとした。